



小中学校の教育活動における感染症防止対策 (主にマスクに関する事項)

令和4年6月1日付で、市内小中学校の保護者に下記のとおり通知しましたので、お知らせします。

● 主な内容

1 マスク着脱の対応

学校は、次の場面ではマスクを外すことを促す

- ア 熱中症等、健康被害が発生する恐れがある場合
- イ 屋内において、換気ができ、身体的距離が十分確保できている場合
- ウ 体育、休み時間等の活動時、部活動における運動時
- エ 屋外において、身体的距離が取れる場合・会話を伴わない場合

2 学習活動（音楽）

- ア 管楽器演奏時以外マスクを着用する
- イ 人との距離をとる

3 給食時の対応

- ア 対面での食事は座席配置を工夫する
- イ 会話をする時はマスクを着用する
- ウ 食事時の会話は控える

4 健康観察カード等の取扱い

新型コロナウイルスに関する児童生徒の健康観察カード及び保護者来校用のチェックシートの提出を不要とする

5 適用開始日

令和4年6月1日（水）から

【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本356 京葉ガスF松戸ビル4階

松戸市学校教育部学校財務課 ☎047-366-7460

FAX047-366-4349 ✉ mcgakkouzaimu@city.matsudo.chiba.jp